市営住宅だより

令和7年3月3日号



減免申請の受付を開始

\$ *** \$ ** \$ ** \$ *** \$ ** \$ ** \$ *** \$ *** \$ **



- ・令和7年度の市営住宅家賃・駐車場使用料の減免申請の受付を開始しました。
- ・下記に該当する方で、令和7年度の減免申請を希望される方は、担当サービスセンター で手続きを行ってください。
- ・ご不明な点がありましたら、担当サービスセンターまでご相談ください。

☆ 家賃の減免を受けることができる世帯

- ・生活保護を受けていない世帯で世帯全員の収入合計額(障害年金 などの非課税収入も含む)が生活保護基準に満たない世帯
- ・長期入院のため、生活保護の住宅扶助が停止された世帯
- ・天災及び火災により(家内にある)家財に著しい損害をうけた世帯

☆ 駐車場使用料の減免を受けることができる世帯

- ・自動車税(軽自動車税)の減免を受けている方がいる世帯
- ・駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている方がいる世帯

注意事項

★減免は自動的に更新されません。毎年度の申請が必要です!

- ・4月分から減免を受けるためには、4月30日 (水) までに必要書類を揃えて申請 してください。(必着)
- ・5月以降に申請された場合は、申請月の翌月分から減免適用となります。
- ・減免申請をしても、審査の結果により不承認となる場合もあります。
- ・家賃・駐車場使用料に未納がある方は、減免を受けられません。

市営住宅サービスセンター (平日8:30~18:00、土曜8:30~12:00)

▶北区・東区 … 万代サービスセンター(TEL:025-374-5410) 中央区万代4-1-8 文光堂ビル2階

▶上記以外の区 ··· 白山サービスセンター (TEL: 0 2 5 - 2 3 4 - 5 2 5 2) 中央区白山浦1-614-5 白山ビル1階

火災には十分注意してください

火災が発生すると、火元の部屋だけではなく、近隣へ延焼したり、消火活動の水が下階 へ漏れたりすることで、**入居者の方の生活に非常に大きな影響が出る恐れがあります。** |今一度、入居者一人イントりが火災予防を心がけ、安心・安全に暮らせるよう、ご協力を お願いいたします。



🧦 家財保険について 🍾



市が加入している火災保険は、「建物の維持のためのもの」であり、住戸 内の私物(家財など)については、保険の対象外となっております。

家財等を守るため、必要に応じてご自身で家財保険等への加入を検討し てください。(加入手続きは、各自で各保険会社にお問い合わせください。)

住みよい環境づくりのために ~入居者のみなさまでご協力を~

◆ 自治活動への積極的な参加をお願いします

敷地内の清掃や除草、低木伐採については、入居者のみなさまで協力して 行っております。自治活動への積極的な参加をお願いします。

◆ 周りの方への配慮と気配りを・・・

上下階の物音に関する騒音トラブルが多く発生しています。 特に夜間から早朝 にかけては、音が漏れないよう工夫するとともに、日常的に大きな音を出さない よう注意しましょう。

また、集合住宅では、扉を閉める音や足音などが響きますので、十分に配慮い ただくとともに、多少の生活音に関してはご理解をお願いします。

今一度、「市営住宅使用のしおり」をご確認ください。

数日間留守にする場合は、必ず連絡を!

旅行や入院などで留守にする時は、電気・ガス・水道の元栓を閉め、<u>必ず</u> 担当サービスセンターに連絡をしてください。

安否確認のためにドアのカギや窓を破壊した場合の修理費用は、入居者負担となり、防犯上も重要なことですので、ご理解をお願いいたします。

非常時の備えを!

- ・安全な避難経路の確保と確認
- → 非常時に安全かつ迅速に避難ができるよう、各住宅の避難経路 (廊下・階段などの通路やベランダ)を事前に確認してください。
- ・家具の転倒防止
- → 大きい家具などの設置方法を見直し、転倒防止の対策をしてください。
- 食料、飲料などの備蓄
- → ライフラインが止まった場合に備え、備蓄をしておきましょう。
- ・家族や知人との安否確認方法の確認
- → 連絡手段や集合場所などを事前に話し合っておきましょう。

窓やベランダからの転落事故に注意!

夏場以外でも、換気のために開けた窓やベランダから転落事故が発生する 可能性があります。

窓やベランダの手すり付近に足場となるような物を置かない、子どもだけで遊ばせない等、引き続き転落事故に注意してください。

~各種届出・申請のご案内~

以下に該当する場合は、届出・申請が必要となります。

- ・届出や申請の手続きについては、担当サービスセンターにご相 談ください。
- ・各申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。
- ① 市営住宅から退去する、駐車場を返還する場合
 - → 市営住宅(駐車場)返還届
- ② 入居者の親族が市営住宅に同居する場合
 - → 市営住宅同居申請書
- ③ 入居家族に異動 (出生・死亡・転出・婚姻等) があった場合 → 市営住宅入居家族異動届
- ④ 市営住宅(駐車場)の名義人が死亡または退去した場合→ 市営住宅(駐車場)承継申請書
- ⑤ 市営住宅の駐車場を使用したい場合→ 市営住宅駐車場使用許可申請書
- ⑥ 駐車場使用の決定内容 (使用者・車両等) に変更があった場合
 → 駐車場使用変更届書
- ⑦ 自動車保管場所の使用承諾正明(車庫証明)が必要な場合→ 自動車保管場所使用承諾証明申請書
- ⑧ 住戸内に手すりを設置、電気容量などを変更したい場合
 - → 市営住宅模様替又は増築工事申請書

家賃・駐車場使用料は必ず納期限までに納付してください。滞納状況によっては、法的措置を実施することになります。